

TOPICS 令和4年4月診療分から 子ども医療費の助成対象を18歳まで 拡大します

新たに対象となる方

お子さんおよびその保護者が市内在住で、お子さんが下記の条件をいずれも満たしている方

- 16歳到達の年度初めから18歳到達の年度末までの方
(お誕生日が平成16年4月2日～平成19年4月1日の方)
- 国民健康保険の世帯員もしくは社会保険各法の被扶養者である方
- 他の制度による医療費の助成対象となっていない方



以下の方は対象外となります。

- ▷障害者医療費受給者証、母子父子家庭医療費受給者証をお持ちの方
- ▷生活保護を受けている方
- ▷就労によりご自身で社会保険などに加入されている方
- ▷婚姻している方または事実上婚姻関係と同様の事情にある方

助成範囲

令和4年4月1日以後の入院および通院にかかる保険診療の自己負担額を全額助成します。健康診断、予防接種、入院時の食事代など、保険診療の対象とならないものは助成されません。また、加入の健康保険から高額療養費や付加給付などの支給を受けた時は、その金額を除きます。

助成方法

対象者には「子ども医療費受給者証」を交付します。医療機関の窓口で健康保険証と子ども医療費受給者証を提示してください。保険診療分の自己負担額が無料になります。(市が医療機関へ支払うことで、自己負担分を助成します。)

手続き方法

2月上旬に、新たに対象となる年齢のお子さん(平成16年4月2日から平成18年4月1日生)に対し、「交付申請書」を送付します。

申請書に必要事項を記入し、お子さんの保険証の写しを添えて市役所保険年金課へ返送してください。



3月末ごろに、該当となる方に受給者証を送付します。

受給者証の有効期限は、18歳到達の年度末までです。

現在、子ども医療の対象となっている方の受給者証について

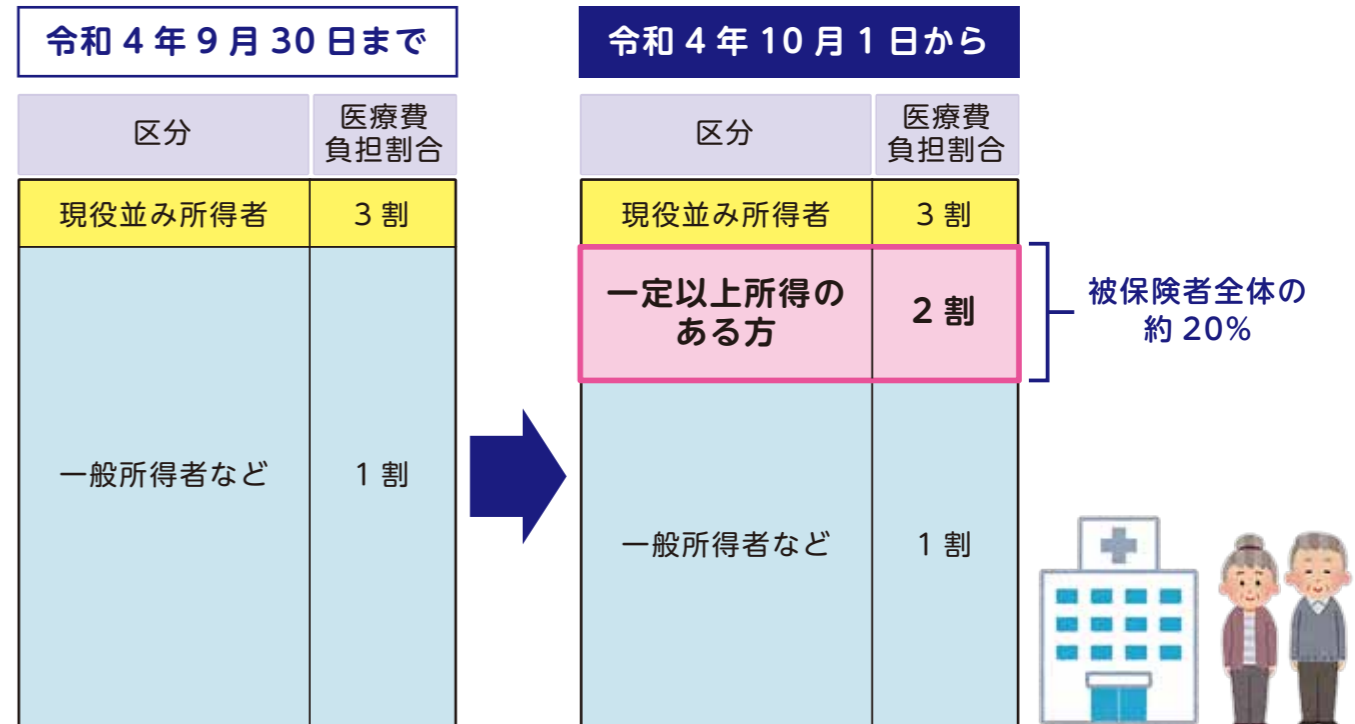
- 現在中学3年生のお子さんについては、3月下旬に新しい受給者証を郵送します。
- 現在小学1年生から中学2年生のお子さんについては、令和5年3月に18歳到達年度末までの受給者証を郵送する予定です。令和4年度は今お持ちの受給者証をお使いください。
- 未就学児のお子さんは、小学1年生になる年の3月下旬に18歳到達年度末までの受給者証を郵送します。
- 受給者証がお手元に届いたら、保険証情報などに相違が無いか必ずご確認ください。相違があった場合は、お子さんの保険証と受給者証をお持ちのうえ、保険年金課までお越しください。

問市役所保険年金課(内線 126)

TOPICS 後期高齢者医療制度に関するお知らせ

一定以上の所得のある方(75歳以上の方など)の 医療費の窓口負担割合が変わります

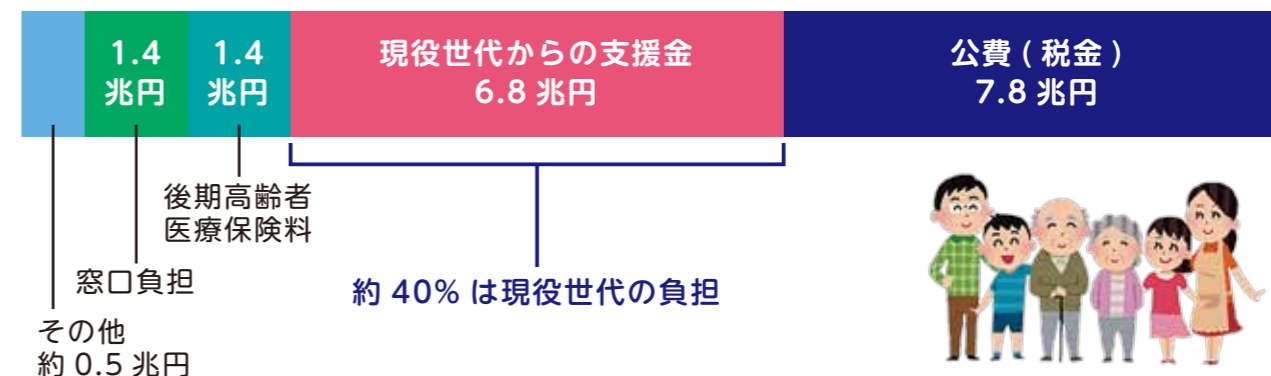
- 令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方(75歳以上の方など)は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。
- 変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の方です。
- ご自分の負担割合については、令和4年9月ごろ届く新しい保険証でご確認ください。



見直しの背景

- 後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代(子や孫)の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。
- 今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

75歳以上の後期高齢者の医療費の財源内訳(総額約18兆円)※令和3年度予算ベース



- 制度に関するご質問は後期高齢者窓口負担割合コールセンター☎(0120)002-719へお問い合わせください。(受け付けは月～土曜日の午前9時～午後6時、日曜日・祝日は休業)

問市役所保険年金課(内線 126)